

改正

平成23年10月 1 日横書き施行

令和 5 年 3 月27日訓令甲第14号

令和 5 年 3 月30日訓令甲第22号

女川町空き家等活用情報提供事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、女川町内に存する空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）に関する情報を登録し、その情報の提供を行う女川町空き家等活用情報提供事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、空き家等の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(適用上の注意)

第 2 条 この事業は、この事業以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(登録申込み等)

第 3 条 この事業による空き家等に関する情報を登録しようとする者（以下「申込者」という。）は、女川町空き家等活用情報提供事業登録申込書（様式第 1 号）に誓約書（様式第 2 号）を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項の情報を登録できる者は、空き家等に係る所有権又は賃貸若しくは売却を行うことのできる権利を有する者とする。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第 2 条第 2 号に規定する宅地建物取引業を営んでいる者を除く。

3 町長は、第 1 項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、女川町空き家等活用情報提供事業登録台帳（様式第 3 号。以下「空き家等情報台帳」という。）に登録するとともに、その旨を女川町空き家等活用情報提供事業登録通知書（様式第 4 号）により、申込者に通知するものとする。

4 町長は、空き家等で、この事業によることが適当と認めるものは、当該所有者等にこの事業による登録を勧めることができるものとする。

(登録の変更及び抹消)

第 4 条 前条第 3 項の規定による通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、女川町空き家等活用情報提供事業登録変更届出書（様式第 5 号）によ

り、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

2 登録者は、当該空き家等に係る所有権の異動等により、登録を抹消しようとするときは、女川町空き家等活用情報提供事業登録抹消届出書（様式第6号）により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、前2項の規定による届出書の提出があったときは、速やかに登録事項を変更又は抹消するとともに、その旨を女川町空き家等活用情報提供事業登録変更（抹消）通知書（様式第7号）により、登録者に通知するものとする。

4 町長は、登録に虚偽又は不適当な事項があると認めたときは、登録を抹消するとともに、その旨を登録者に通知するものとする。

（情報の提供）

第5条 町長は、空き家等情報台帳に登録された情報を提供するため、登録情報を女川町公式ホームページ等に掲載し周知するとともに、必要に応じて、空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）の問合せ等に対して、有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、前項に規定する情報の提供を行うときは、事前に登録者に連絡し、了解を得た後に行うものとする。

3 町長は、登録者及び利用希望者が行う空き家等の売買、賃貸借等に関する交渉並びに契約については、これに関与しないものとする。

（免責事項）

第6条 町は、空き家等情報の登録内容並びに空き家等の売買契約又は賃貸借契約等に関する紛争及び損害については、一切責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第7条 第3条第3項の規定による空き家等情報台帳に保有する情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び女川町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年女川町条例第3号）に定めるところによる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日訓令甲第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に、改正前の女川町空き家等活用情報提供事業実施要綱の規定により登録された空き家等については、改正後の女川町空き家等活用情報提供事業実施要綱の規定により登録されたものとみなす。

附 則（令和5年3月30日訓令甲第22号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）